災害復旧制度に係るＱ＆Ａ

○：一般的なルール、●：東日本大震災に限ったルール

【災害復旧事務のプロセス】

Ｑ１　いつまでに申請を行うと､いつまでに国からの支払いがなされるのでしょうか。

（Ａ１）

○　申請は随時受け付けています。各設置者において申請書（「事業計画書」と呼んでいます）を作成次第、都道府県教育委員会を通じ、提出してください。

○　申請後、速やかに現地調査を実施します。現地調査から概ね２週間程度で内定通知が発出され、申請から２ヶ月程度での国からの支払いが可能です。

【参照】：別紙１、別紙２①

【事前着工】

Ｑ２　復旧工事はいつから行ってよいのでしょうか。

（Ａ２）

○　安全性の確保のため、出来るだけ早く行ってください。災害復旧工事の場合、文部科学省に対する申請や内定を待つ必要はありません。（「事前着工」と呼んでいます。）

○　ただし、事前着工届を提出するとともに、被災現場の状況を写真、図面及び備品台帳等に可能な限り記録・保存し、申請手続きの際に添付してください。

【参照】：別紙２②、③

Ｑ３　事前着工した場合、国の補助は出るのでしょうか。

（Ａ３）

○　国から補助を受けるためには、以下のことに注意してください。

・被災施設の「原形への復旧」の工事であること（以下Ｑ５参照）

・廃棄や取り壊し前に、被災状況を写真、図面、備品台帳等に記録

なお、事前着工の前に、文部科学省の担当（末尾掲載）によくご相談ください。

【申請業務の簡素化】

Ｑ４　申請業務は、どのように簡素化されたのでしょうか。

（Ａ４）

●　東日本大震災に限り、文部科学省への申請書類を以下の点について簡素化しました。この簡素化により、申請書類のページ数は従来の１／３～１／５に削減されています。

・算出根拠の見直し（従来：積上積算 → 簡素化後：建設業者等の見積り等も可）

・図面の見直し（従来：詳細な図面 → 簡素化後：簡略図面による代用も可）

・被災写真の見直し（従来：被害箇所ごとの写真（例：教室の亀裂１本ずつ）

→ 簡素化後：被害概要を確認できる写真（例：教室全体の写真）も可）

●　また、東日本大震災に限り、机上調査（被災施設の実地調査が不要）の基準額を引き上げました。（２００万円未満→１億円未満）

【参照】：別紙２④、⑤、⑥、⑦、⑧

【原形復旧】

Ｑ５　災害復旧の原則である「原形への復旧」として、どのような場合であれば認められる可能性があるのでしょうか。

（Ａ５）

○　「原形への復旧」には、被災前の状態への復旧だけでなく、①原形に復旧することが不可能な場合に従前の効用に復旧したり、②原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合に代わるべき施設を整備することも含まれており、具体的には以下のようなケースが想定されますが、個別の判断を要するため、文部科学省の担当（末尾掲載）によくご相談ください。

・地盤沈下等の要因のため、法令により建築が制限されている場合の移転復旧
・津波被害を受け、安全上の観点から高台等に移転する場合（以下Ｑ６参照）
・敷地の斜面が崩れ、山留工事が必要な場合
・法令改正に伴い耐震性能等が現行基準に比し著しく劣っている施設が、柱等の構造体に被害を受け、大規模に改修する必要がある場合

等

【参照】：公立学校施設災害復旧費国庫負担法第５条第１項、文部科学省所管公立学校施設災害復旧費調査要領第５、別紙２⑨

【津波被害を受けた学校の移転復旧】

Ｑ６　津波被害を受けた学校が高台等に移転する場合、国からどのような支援を受けることが可能でしょうか。

（Ａ６）

○　津波被害を受けた学校が高台等に移転する場合、上記Ｑ５のとおり「原形への復旧」に含まれ得るため、その場合、建物、工作物の移転復旧費について支援の対象となり得ます。

●　また、被災施設の解体撤去費は、公立学校施設災害復旧事業または環境省の災害等廃棄物処理事業による支援の対象となり得ます。

●　更に、移転先の土地取得費及び造成費については、東日本大震災に限り特例的に国庫支援すべく、文部科学省において、第３次補正予算に合わせ制度改正を要望中です。

※　いずれにしても、個別の判断を要するため、文部科学省の担当（末尾掲載）によくご相談ください。

【参照】：別紙２⑨、⑩

【機能向上等】

Ｑ７　学校を復旧する際に防災機能の向上を併せて行う場合、国からどのような支援を受けることが可能でしょうか。

（Ａ７）

○　多様な防災機能の整備のために、公立学校施設整備事業や関係省庁の防災関連予算の活用が可能です。詳細は、「公立学校施設の復興に当たっての視点及びメニュー」及び参考資料をご覧ください。

【参照】：「学校施設の復旧・復興に向けた整備の視点」

【本件照会先】
文部科学省文教施設企画部施設企画課防災推進室
災害復旧係　　岩井、櫻井
ＴＥＬ：０３－６７３４－３０３６
ＦＡＸ：０３－６７３４－３６８９

別紙1

公立学校施設災害復旧事業に係る事務の流れ

事前着工の実施が可能

迅速な復旧が可能（早期の教育環境の確保）

現地調査を待たずに、被災直後からの復旧工事※1が可能

事前着工の実施により、早急な教育環境の復旧が可能

※1平成23年3月15日付け事務連絡により、事前着工が可能であることを関係都道府県に対して通知

被災自治体が事業計画書を作成、文科省に提出

↓

文科省の書類審査

↓

現地調査の実施

↓

文科省から被災自治体に内定通知を発出

↓

被災自治体が交付申請書を作成、文科省に提出

↓

文科省が交付を決定

事業計画書の提出後、速やかに現地調査を実施（事務の簡素化も実施済み：事業計画書の分量は従前の1／3～1／5）

2週間以内

30日以内※2

※2「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づく交付決定に係る期間

別紙２

東日本大震災を受けて発出された公立学校施設災害復旧に関する通知等一覧

【災害復旧のプロセス関係】
①「公立学校施設災害復旧事業の早期実施について」
（平成２３年８月１０日付け事務連絡）

【事前着工関係】
②「学校教育の早期再開に向けた災害復旧事業の実施について」
（平成２３年４月４日付け２３施施企第２号）
③「平成２３年（２０１１年）東北地方太平洋沖地震により被災した学校施設の早期復旧について」
（平成２３年３月１５日、３月１７日付け事務連絡）

【申請事務の簡素化関係】
④「東日本大震災に係る建物補修復旧及び土地復旧の実施設計並びに建物新築・補修復旧及び土地復旧の工事監理について」
（平成２３年８月１日付け事務連絡）
⑤「東日本大震災に係る「学校施設災害復旧費国庫負担（補助）事業の事務手続きについて」の取扱いについて」
（平成２３年６月７日付け２３施施企第１５号）
⑥「東日本大震災に係る文部科学省所管公立学校施設災害復旧費調査要領の取扱いについて」
（平成２３年６月７日付け２３施施企第１３号）
⑦「東日本大震災に係る文部科学省所管公立学校施設災害復旧費調査要領の取扱いについて」
（平成２３年５月２０日付け２３施施企第８号）
⑧「東日本大震災に係る災害報告書及び国庫負担（補助）事業計画書並びに現地調査における被災写真の取扱いについて」
（平成２３年４月１５日付け事務連絡）

【津波被害関係】
⑨「津波で被災した公立学校施設の災害復旧事業における取扱いについて」
（平成２３年９月２日付け事務連絡）
⑩「災害等廃棄物処理事業費国費補助交付要綱等の一部改正について」
（平成２３年８月１９日付け事務連絡）

【仮設校舎等の取扱い関係】
⑪「東日本大震災に係る文部科学省所管公立学校施設災害復旧費調査要領の取扱いについて」
（平成２３年９月２日付け２３施施企第３０号）

【土壌処理事業関係】
⑫「東日本大震災に係る公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱への追加及び文部科学省所管公立学校施設災害復旧費調査要領の取扱いについて」
（平成２３年６月２０日付け２３施施企第２１号及び２３号）
⑬「実地調査を踏まえた学校等の校庭・園庭における空間線量低減策について」
（平成２３年５月１１日付け事務連絡）